高齢化率(65歳以上人口割合)

人口

自治体名 呉市 区分 単独・委託(社協)

キーワード 社協みずから立

社協みずから立ち上げた権利擁護センター 機能拡充による中核機関整備

中核市の社会福祉協議会による権利擁護センター

I. 概要

1. 自治体概要

人口	223,685人
面 積	353.7km²
高齢化率	34.8%
地域包括支援センター	8か所
日常生活自立支援事業利用者数	99人
障害者相談支援事業所	4か所
療育手帳所持者数	2,337人
精神障害者保健福祉手帳取得者数	3,641人

(2018年度末時点、日常生活自立支援事業利用者数は2018年度実績)

(広島市) 東広島市 竹原市 (大均上島町) 大均上島町 (大均上島町) 地理院地図

2. 成年後見制度の関連状況

①成年後見制度利用者数

利用者数 (合計)	後見	保佐	補助	任意後見
370人	280人	74人	14人	2人

(2018 (H30) 年12月末時点)

②市長申立て件数

年	き 度	2016年	2017年	2018年	2019年 (8月末時点)
件	上 数	19件	26件	31件	6件
内	高齢者	18件	20件	30件	4件
訳	障害者	1件	6件	1件	2件

③市民後見人養成状況等

養成者数 (累計)	後見受任者数	法人後見 支援員 (実働数)	日常生活自立支援 事業生活支援員 (実働数)
0人	0人	0人	0人

(養成数: 2018 (H30) 年度末時点。) (法人後見支援員・日常生活自立支援事業支援員数は2019 (H31) 年4月時点。)

3. 事例のポイント

▶社協みずから研究事業を実施し、

権利擁護センターを立ち上げ

平成21年度社会福祉推進事業国庫補助事業で調査・研究事業を実施、呉市権利擁護センターの在り方を模索。翌年、相談窓口を一本化、専門職や地域住民との協働による権利擁護を目指して、呉市権利擁護センターを開設。呉市は、国庫補助や委託料ににて支援。

▶センターの機能拡充による中核機関整備の検討

呉市権利擁護センターは、すでに広報、相談、 利用促進、後見人支援4つの機能を有しており、 運営委員会を開催。呉市は、市長申立以外の受任 調整による候補者推薦、後見人からの相談、助言 機会の拡充をもって、中核機関とすることを検討 中。 取組

刊 定 - ア - st

2000年の記録の日本記述報・相談が出場を担談が

制度との連携との連携を持つして表

文任調整会議

推薦人修補者

相談・支援

補助・保佐る

任意受見削いている。

Ⅱ. 中核機関立上げのプロセス

時 期	概 要	
2004 (H16) 年~	(H16) 年~ 呉市社会福祉協議会が法人後見実施事業を開始。	
2016 (H21) 年度		
2017 (H22) 年 4月	与内科学福祉協議会から内権利継載でプターを設し、 Point /	
2019 (H31) 年度~ 中核機関の在り方について検討を開始。 Point 3		
2020 (R2) 年 4月 呉市権利擁護センターの機能を拡充し、中核機関と位置付ける予定。		



<u>POINT</u>



Point 1

平成16年から呉市社会福祉協議会は法人後見に 取り組んでいました。その中で、後見業務には、 相続や不動産管理、消費者問題など、福祉の専門 性だけでは解決が難しい局面が生じる場合がある こと、複雑で多岐に渡る課題があることも多いた め、職域を超えた人たちが一緒に解決の方法を考 え、手をつないで支援をしていく必要があると考 えるようになりました。

そこで、平成21年度社会福祉推進事業国庫補助 事業の「「成年後見制度推進団体との協働による 権利擁護センター設立における『相談支援体制及 び権利擁護システムの構築』に関する調査・研究 事業」を実施、呉市権利擁護センターの在り方を 模索しました。



前年度の研究事業を受け、以下が整理されました。

• 相談窓口が一本化されると、市民にとって利用 しやすい環境を整えられること

- ・センターができると、専門職が協働してそれぞ れの得意分野において力を発揮できること
- そのネットワークに地域の人たちを巻き込み、 ともに助け合い、ともに支えあう体制を整える ことで、判断能力が低下しても、安心して住み 慣れた地域で暮らしていくことができること

上記から、呉市社会福祉協議会として、呉市権 利擁護センターを設立しました。「相談支援体制 の構築」「判断能力の低下し方を地域で支えるシ ステムの構築」を当初の事業目的として掲げてい ます。呉市は障害の地域支援事業等交付金の法人 後見支援事業の国庫補助や、地域生活支援事業費 等補助金を使ってセンターを補助する他、委託費 も出してセンターを支援してきました。

Point 3

権利擁護センターの運営委員会を国基本計画に おける「協議会等合議体」と位置づけ、中核機関 の在り方の検討を開始しました。今ある機能を拡 大し、令和2年4月より、呉市権利擁護センター を、市の中核機関として位置付ける予定です。

Ⅲ. 呉市における中核機関の検討状況について

1. 呉市権利擁護センターの取り組み

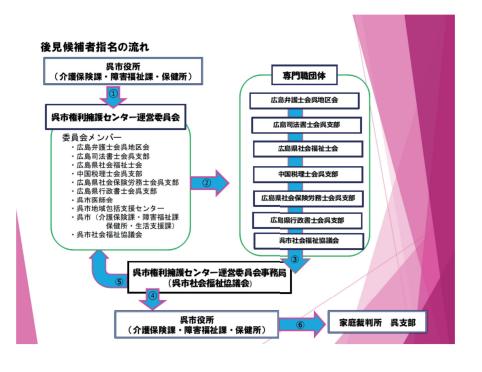
平成22年度から呉市社会福祉協議会が立ち上げた呉市権利擁護センター(以降センターという)は、現在、法人後見を50件受任しているほか、すでに下記の4つの機能を有しており、市が委託、補助を実施しています。

- 広報機能
 - 一般向け講演会、パンフレットの作成等
- 相談機能
- 職員による一般相談以外に専門相談を実施 • 利用促進機能
 - 市長申立てについての受任調整 日自の生活支援員、法人後見支援員の養成
- 後見人支援機能第3者後見人向け研修会開催後見人等からの相談会
 - →必要に応じてケース検討

家裁との情報交換会開催 (年2回程度)

センターの運営委員会のメンバーは、下図のように多彩なメンバーで構成されており、月に1回 実施されています。<u>運営委員会</u>では、下記のとおり、個別事案だけでなく事業全体についても審議 する場となってきました。後見人から受けた相談 も、必要に応じて運営委員会でケース検討できる 仕組みです。

- ・市長申立て案件の候補者の受任者調整(推薦する候補者が決定するまでの流れは下図のとおり。申立までに推薦する候補者を決定)
- 社協の法人後見の受任審査
- 研修会・講演会の企画や実施についての審 議
- 虐待を含む困難事例等の検討



2. センターの機能拡充により中核機関として整備予定

呉市では、平成31年度よりセンターの運営委員会が「専門職団体の代表者から構成され、制度の利用促進に関する事項について協議、審議している合議制の機関である」ことから成年後見制度利用促進法の合議制機関とみなし、中核機関の在り方について協議してきました。

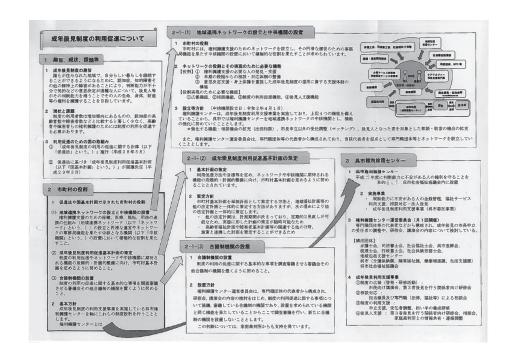
現在、<u>現行のセンターの機能を強化</u>し、令和2年度より、中核機関として委託することを検討中です。

【強化項目】

- 利用促進機能
 - →市長申立以外の受任者調整も実施

- 後見人支援機能
 - →後見人となった者を対象とした相談、 助言の機会の拡充

市民後見人の養成については、今まで、日自の 支援員、法人後見の支援員としての養成を進めて きたこと、社協の法人後見が50件あり、市民後見 人との複数後見を法人として受けることが困難な こともあり、現時点では養成していません。広島 家裁圏域で市民後見人が単独受任できるような時 期が来たときには、市民後見人の養成を検討した いと考えています。



担当者より

社協が自主的に、専門職が協働し、地域住民も 共に支えあうような権利擁護センターを立ち上げ てくれたことは、利用する本人にとってのメリッ トであることはもちろん、行政にとっても大きな

メリットになりました。行政からも専門職に相談できるネットワークとなっていますし、身寄りがない人を行政だけで抱え込まずに済んでいます。



■参考URL 連絡先

呉市福祉保健部高齢者支援課地域包括ケアグループ TEL: 0823-25-3138

呉市社会福祉協議会 呉市権利擁護センター

TEL: 0823-25-0266 http://www.kureshakyo.jp/